

株式会社優輪商事 一般事業主行動計画

【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 10月1日～ 令和6年 9月30日までの 3年間

2. 当社の課題

- ・育児休業取得者がいない。男性も取得できる事を積極的に周知できていない。
- ・女性からの応募割合が少ない。体力的等、女性に厳しいという先入観や固定概念が応募を遠ざけている。

3. 計画内容

目標 1：育児休業取得者を次の人数以上にする

男性社員・・・1名

女性社員・・・1名

〈取組内容〉

☆令和3年 育児休業を取得しやすい職場環境づくりを行う。

☆令和4年 男性も育児休業を取得できる事を社内掲示板等で周知する。

☆令和5年 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇等の説明。

目標 2：女性ドライバー（正社員）を2名以上増やす

〈取組内容〉

☆令和3年 女性からの応募を増やす為、採用ツールやホームページを見直し、女性採用の積極的な広報を行う。

☆令和4年 職場施設を清潔に整備していること、新型コロナウイルス感染防止対策（三密回避での点呼、ミーティング等）を徹底し、全社員の健康管理に注視している

ことの周知と意識啓発を実施する。

☆令和5年 定期的なシフトや配車を見直し、女性でも運行可能なルートがあることを、配車から明確に発信する。

また、公私の両立や充実のため年次有給休暇取得促進に努めていることを経営トップから発信する。